

## 10. 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の発達に必要な教育・保育を提供します。

- (1) 教育・保育の提供 ———— 前述9に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 教育・保育の理念 ———— 『入園のしおり』及び当園独自の育児書『たんぼぼ』に詳しく記載しています。
- (3) 食事の提供 ———— 子どもの年齢に応じ、昼食、間食を提供しています。
  - \* 給食は、(株)魚国総本社による、業務委託をしています。
  - \* 献立表は毎月、事前に掲示板やホームページにてお知らせしています。
  - \* 食物アレルギー等、必要に応じてご相談下さい。
- (4) 特別支援の必要な子どもの教育・保育について  
 集団での教育・保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。
- (5) その他、「一時預かり保育」「延長保育」を実施します。

## 11. 利用者負担金

- (1) 保護者は、提供を受ける教育・保育の対価として次の通り利用料金を支払うこととします。
- (2) 教育・保育に係る利用者負担(保育料)  
 当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払頂きます。
- (3) 一時預かりに係る利用者負担(1号認定こども)
- (4) 延長保育に係る利用者負担(18:30~19:00まで) 500円/30分
- (5) 実費に係る利用者負担額 \*その他、保育用品、遠足代等、実費を頂きます。

1号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
主食費	給食材料費として	1500円/月
副食費	給食材料費として	4500円/月
諸費	教育・保育に係る費用として	1000円/月
保育用品	物品一覧表の通り	実費

2号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
主食費	給食材料費として	1500円/月
副食費	給食材料費として	4500円/月
諸費	教育・保育に係る費用として	1000円/月
保育用品	物品一覧表の通り	実費

\*但し、たけ組(5歳児)のみ、卒園アルバム、証書等一部負担金を含むため、諸費が1500円/月となります。

3号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
保育用品	物品一覧表の通り	実費

1号認定子どもに係る費用 教育時間外の預かり保育の利用に伴う費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
一時預かり保育利用料	別紙参照	月額

2号3号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
延長保育利用料	延長保育の利用に伴う費用	500円/30分

- (6) 上記利用者負担金の金額詳細については、別紙にて年度始めに提示するものとする。

## 12. 利用料金等の支払い方法について

- (1) 利用料(保育料)、主食費、副食費、諸費、絵本、災害共済会、遠足代、1号認定子どもに係る一時預かり保育利用料は、毎月1日に、引き落としされます。ゆうちょ銀行に預金口座を開設し、期日までにご入金下さい。残高不足などの理由から引き落としができなかった場合、再度引き落としは行わず、現金にて徴収させていただきます。  
 ※引き落とし日が土日祝日などの場合には、翌営業日の引き落としとなります。
- (2) その他の物品代、延長料金、寝具代、書類代等は、現金にて徴収させていただきます。